

意見公募要領

1 意見募集対象

地方税法第 389 条第 1 項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則の一部を改正する省令案

2 資料入手方法

電子政府の総合窓口 [e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) のパブリックコメント欄に掲載するとともに、総務省自治税務局固定資産税課にて閲覧に供します。

3 意見の提出方法

意見書に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、提出意見は、日本語で記入してください。

(1) 電子メールの場合

電子メールアドレス：syoukyakushisan/atmark/ml.soumu.go.jp

総務省自治税務局固定資産税課 あて

注 1：迷惑メール対策のため、「@」を「/atmark/」と表示しております。送信の際には「/atmark/」を「@」に置き換えてください。

注 2：メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式はテキストファイル、マイクロソフト Word ファイル又はジャストシステム 社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。))として提出してください。

注 3：なお、電子メールの受取可能最大容量は、5MB となっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

(2) 郵送の場合

〒100-8926

東京都千代田区霞が関 2-1-2 総務省自治税務局固定資産税課 あて

(3) FAX の場合（電話連絡後、送付してください。）

FAX 番号：03-5253-5676 総務省自治税務局固定資産税課 あて

※ 意見を郵送又は FAX で提出する場合、別途意見の内容を記録した磁気ディスク等の提出をお願いすることがあります。

4 意見提出期限

平成 27 年 3 月 15 日（日）午後 5 時（必着）（ただし、郵送については、平成 27 年 3 月 15 日（日）付けの消印まで有効とします。）

5 留意事項

意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>)の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省自治税務局固定資産税課にて閲覧に供します。

ご記入いただいた氏名（法人等にあつてはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があつた場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、氏名（法人等にあつてはその名称）その他属性に関する情報を公表する場合があります。公表する場合に匿名を希望される場合には、その旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

様式

意見書

平成 年 月 日

総務省自治税務局
固定資産税課 へ

郵便番号
(ふりがな)
住所
(ふりがな)
氏名(注1)
電話番号
電子メールアドレス

「地方税法第 389 条第 1 項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則の一部を改正する省令案に係る意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注 1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載することとする。

注 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 版 (A 4 サイズ) とすること。別紙にはページ番号を記載すること。